

全労働者が安心して暮らせる社会実現を

2010
春闘勝利



第17回自治労青年女性中央大交流集会

実行委員会ニュース

第4号

2010年3月25日

発行責任者

第17回自治労青年女性中央大交流集会実行委員会

東京都千代田区六番町1

☎03-3263-2449

要求・交流・共闘から春闘再構築を

そして、労働基本権の完全回復をめざそう！

私たち公務労働者は、労働基本権が制約され、その代償措置として人事院勧告制度がある。

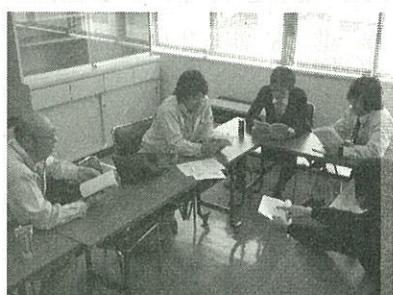
2012年には、労働基本権回復と人事院勧告制度が廃止される。更なる要求・交渉・妥結・協約締結の取り組みの重要性が増す。

労働者との権利とは

労働者は、憲法第28条で基本的な権利が保障されている。

①団結権（組合を組織する権利）、②団体交渉権（使用者と労働条件を交渉不調の場合にストライキなどをを行う権利）、③争議権（交渉不調の場合は、労使で賃金・労働条件を決めていくために、重要なとなる。

しかし、私たち自治体労働者は、この労働基本権が制約されている（上表）。このことからも、「労使間での賃金・労働条件の決定」を基本原則に、労働運動と労働基本権完全回復の



▲有志の学習会が定例化

500筆の署名を交渉へ

500筆の署名を交渉へ

この労働基本権回復の議論には、人事院勧告制度の廃止という課題がある。この間、人事院勧告制度が、私たちの賃金・労働条件の改善につながっていたのも事実。しかし、①人効に關係なく独自賃金カット

ことからも、人効にかかるのではなく、要求して交渉し、自らが賃金決定に責任を持つ運動構築が必要であり、賃金決定に対し大きな力があることになる。このことからも、人効にかかるのではなく、要求して交渉し、自らが賃金決定に責任を持つ運動構築が必要である。

しかし、私たちの取り組みをより一層強化しなければならない。

この労働基本権回復の議論には、人事院勧告制度の廃止という課題がある。この間、人事院勧告制度が、私たちの賃金・労働条件の改善につながっていたのも事実。しかし、①人効に關係なく独自賃金カット

ことからも、人効にかかるのではなく、要求して交渉し、自らが賃金決定に責任を持つ運動構築が必要であり、賃金決定に対し大きな力があることになる。このことからも、人効にかかるのではなく、要求して交渉し、自らが賃金決定に責任を持つ運動構築が必要である。

また、青年部・女性部員に周知すると共に、「全部員の要求」として、署名を求めた。今後は、500筆以上の署名を背景に、青年女性独自交渉を開催予定と

している。この取り組みは、幹事会での実態交流から「ゆずれない要求」を掲げたことにより、「絶対に要求をぶつけたい」「討論で自身が持てた」と仲間が立ち上がったからである。

そして、幹事による定期的な昼夜休み学習会を開催するなど、学習と組織強化もつながっている。

今後は、取り組みの成果と総括を第17回中央交へつなげる方針だ。

私たちの取り組み

が全国の自治体で横行、②多くの地方自治体は「国公準拠」と間接的、③09年6月の夏季一時金凍結の臨時調査など、政治介入があ

り得ていない。

そして、賃金カット提案に対し、団体交渉で押し戻している単組もある。団体交渉は、1%に満たない引き上げ・引き下げの人効により、賃金決定に対し大きな力があることになる。このことからも、人効にかかるのではなく、要求して交渉し、自らが賃金決定に責任を持つ運動構築が必要である。

●要求書提出・団体交渉を行い、単組自決で賃金・労働条件を決定していく。

●団体交渉の結果は、確認書などの書面で残す。

この取り組みを、2010春闘から実践することが重要となる。基本組織任せではなく、青年女性が積極的に、実態点検・仲間との討論・要求書づくり・提出・交渉を進めていこう！